

(款) 15民生費 (項) 5社会福祉費 (目) 15障害者福祉費

◎障害者福祉の経費

障害者就労支援事業

【 障害者福祉課 】

【総合計画上の位置づけ】

健やかで心豊かに暮らせるまち

健康福祉:すべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまち

【事業の目的】

対象 障害者等

意図 一般就労が困難な障害者等に作業・生活訓練を行い、地域社会の一員として生活できるよう支援するため。

効果 障害者等の雇用の促進と就労の場の確保

【事業の内容】

(1) 障害者就労支援事業

- ・在宅の障害者を雇用する事業主に雇用報奨金を支給した。
- ・一般就労が困難な障害者に作業・生活訓練をし、地域社会の一員として生活できるように指導するため、障害者地域作業所等に運営費等を補助し支援を行った。
- ・就労支援のための訓練等給付費を支給した。

【中事業に含まれる実施計画事業】

障害者地域作業所等への支援(4-1-2-③)

【事業費】

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
214,462	231,462	229,036		2,426

主な支出内訳

・ 障害者就労支援事業

障害者雇用報奨金	15,231
知的障害者地域作業所指導事業費補助金 3か所	33,040
身体障害者地域作業所指導事業費補助金 4か所	45,240
精神障害者地域作業所指導事業費補助金 5か所	63,528
精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金	13,442
障害者訓練等給付事業所家賃助成補助金	1,800
訓練等給付費	56,755

主な特定財源

・ 国県支出金 105,445

在宅障害者地域作業所補助金

家賃費補助金	12,554 千円
運営費補助金	129,255 千円
計	141,809 千円
	県費 52,866 千円

小規模通所授産施設運営費補助金

家賃費補助金	1,200 千円
運営費補助金	11,242 千円
地域生活サポート事業	1,000 千円
計	13,442 千円
	県費 8,426 千円

平成21年度事務事業評価シート

創意・工夫・課題等改善状況	課題・問題点	(20年度事務事業を実施するうえでの課題・問題点は、どのようなことでしたか) 地域作業所への家賃助成など増額要望がされている。養護学校卒業者の進路として、一般就労が困難な障害者に作業・生活訓練を提供するため、引き続き地域作業所への通所希望者の増加が見込まれる。また、障害者自立支援法の施行に伴い、地域作業所の法内事業所としての地域活動支援センターへの移行支援について今後取り組みが必要になる。就労支援事業の推進に向けた事業展開の強化が必要である。
	創意・工夫・課題等の改善点 20年度の成果	(課題・問題点についてどのような創意工夫、改善をしましたか。また、どのような成果がありましたか) 地域作業所は就労することが困難な在宅の障害者だけでなく、養護学校卒業後の生活指導や施設に入所できない障害者の生活訓練の場として機能している。これらの地域作業所を運営する団体に補助金を交付し、各々利用者の障害の内容に即した有効かつ効率的な運営が実施できるように、家賃助成についての増額を図るなど必要な財政支援を行った。養護学校卒業者の進路のひとつとして、一般就労が困難な障害者に作業・生活訓練を提供するため、引き続き地域作業所への通所希望者の増加が見込まれる。また、障害者自立支援法の施行に伴い、地域作業所の法内事業所としての地域活動支援センター等への移行支援について調査・検討を行い、地域作業所と今後の移行にかかる意見交換を行った。就労支援の取り組みとして障害者雇用報奨金の支給事務の企業への周知・啓発及び対象事業所の拡充を図った。さらに、就労後の早期退職を予防する定着支援事業について必要な財政支援のあり方についての調査・検討を行った。
	未解決の課題・問題点	(20年度事務事業の取組において対応(解決)できなかったものはどのようなことですか) 養護学校卒業者の進路として、一般就労が困難な障害者に作業・生活訓練を提供するため、引き続き地域作業所への通所希望者の増加が見込まれる。また、障害者自立支援法の施行に伴い、地域作業所の法内事業所としての地域活動支援センターへの移行支援について引き続き地域作業所と連携して、意見交換、情報収集を行い、調査・検討し移行計画を策定していく取り組みが必要になる。また、移行が困難な地域作業所に対する支援のあり方についても県と連携して検討していく。就労支援事業の推進に向けた事業展開のあり方について、事業所及び企業と連携して事業の充実・強化が必要である。
	今後の方針(対応・改善)	(上記対応できなかった課題・問題点について今後どのように対応(改善)していきますか) 障害者自立支援法の施行に伴い、地域作業所の地域活動支援センターへの移行支援及び今後の支援のあり方について取り組む必要がある。就労支援の取り組みとして障害者雇用報奨金の支給事務事業所数の拡充及び障害者の就労後の定着支援事業の実施など安定的・継続的な障害者の就労が図られるよう必要な支援を実施していく必要がある。

一次評価(課長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 C:統合又は縮小 E:事業完了 B:現状のまま継続 D:廃止又は休止	A	改善の必要性 有
	地域作業所については、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター等への移行を支援していく。また、移行の困難な地域作業所へは支援のありかたについて検討していく。障害者の特性に応じた就労支援事業のあり方について事業所及び企業と連携して事業の充実を図っていく。		
担当課長氏名:		障害者福祉課長 茶木 和夫	

二次評価(部長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 C:統合又は縮小 E:事業完了 B:現状のまま継続 D:廃止又は休止	A	改善の必要性 有
	地域作業所の現状をふまえて、地域作業所がこれまで果たしてきた機能の維持、事業の充実が図られるよう、地域作業所事業運営の支援、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター等への移行支援を実施していく。また、移行の困難な地域作業所へは支援のありかたについて検討していく。また、就労支援事業を推進していくために事業展開の強化・充実を図っていく。		
担当部名	健康福祉部	部長名	石井 和子